



大阪弁護士会

大阪弁護士会 憲法市民講座

(会員は) この研修は研修義務化対象講座です (2単位)

憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラム

9条連続学習会(第6回) 安保法制における集団的自衛権行使と 国連「平和活動」への積極的参加

～国連憲章の武力行使禁止原則と集団的安全保障の観点から～



講師

松井 芳郎 氏

(名古屋大学名誉教授)

略歴

1941年京都生まれ。京都府立洛北高校、
京都大学法学部を経て、京都大学大学院法学研究科
修了。名古屋大学大学院法学研究科教授、
立命館大学大学院法務研究科教授を歴任。
現在、名古屋大学名誉教授。1991年野呂榮太郎賞受賞。
著書に「国際環境法の基本原則」など。

2018年7月14日(土)

14時30分～16時30分

(開場14時)

場所:大阪弁護士会館2階ホール

(地図裏面)

参加費 無料
どなたでもご参加可

新たな安全保障法制のもと集団的自衛権の行使や国連「平和活動」への積極的な参加により海外における武力行使の機会が大きく拡大されようとしています。これらは国連憲章における武力行使禁止原則と集団的安全保障の立場からどのように評価されるのか、また改正がなされようとしている日本国憲法との関係はどうなるのでしょうか。さらに北朝鮮の非核化は採択された核兵器禁止条約との関係はどうなのか、等国際法を踏まえてご説明いただきます。

お申込み方法は裏面をご確認ください。

お申込方法（7／14 憲法市民講座）

①インターネットでのお申込み（新着・イベント欄からお申込みください。）

右記URLまたはQRコードよりお申込みください。https://www.osakaben.or.jp

②FAXでのお申込み

下記をご記入の上、FAX番号 06-6364-7477 までお送りください。



ふりがな
氏 名

（弁護士の方は登録番号）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

@

参加人数

名

このイベントをどこでお知りになりましたか

一時保育サービスを実施します（要予約・無料）

- 対 象： 原則、首がすわっている乳児～未就学児
時 間： イベント開始15分前から終了15分後まで
連絡期限： イベントの10日前まで
連絡先： 大阪弁護士会 委員会部司法課 岡田（電話番号：06-6364-1681）
備 考： お電話でお連絡をいただいた後に申込書を送付します。申込書の提出をもって申込みが完了します。定員に達し次第、申込受付を終了しますので、ご了承ください。

「9条連続学習会（第6回）安保法制における集団的自衛権行使と国連「平和活動」への積極的参加」は研修義務化対象講座です（2単位）

※ 大阪弁護士会の所属弁護士がこの学習会に出席した場合、研修単位を取得できます。・入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。・開始15分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。なお、ライブ研修、DVD研修に関わらず、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。



日時：2018年7月14日（土）
14:30～16:30（開場14:00）

場所：大阪弁護士会館 2階ホール

（〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5）

京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分

地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分

地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分

JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

本イベントに関するお問い合わせ先

委員会部司法課（岡田）電話番号：06-6364-1681

憲法市民講座 今後の予定

大阪弁護士会では、私たち一人一人が主権者として憲法問題を考えるにあたり、前提となる情報をお届けすべく、どなたでもご参加いただける憲法市民講座を企画しています。

講座の詳細、お申し込み方法、会場となる会議室などは、開催日が近づきましたら大阪弁護士会ホームページ（トップページの「イベント」欄）にてご案内いたしますので、定期的にご確認ください。